

はーとぴあ 訪問リハビリテーション 利用料金表

《令和6年6月》

◇◇◇◆◆◆＜訪問リハビリテーション＞◆◆◆◇◇◇

〔地域区分について〕

宮代町は平成24年4月より6級地の指定がありました。 1単位＝10.33円

●介護保険給付の対象となるもの

訪問リハビリテーション費	1回（20分）につき加算	308 単位
	訪問リハビリテーションを受けた場合の基本額として算定します。	
移行支援加算	1日につき加算	17 単位
	日常生活動作の向上により社会参加に移行できるよう取り組んでいる施設で算定されます。	
訪問リハビリテーションマネジメント加算（イ）	1ヶ月につき加算	180 単位
	医師の指示～リハビリテーション実施計画を策定。 また、理学・作業療法士、言語療法士が居宅を訪問し診療、運動機能検査、作業能力の検査を実施します。	
訪問リハビリテーションマネジメント加算（ロ）	1ヶ月につき加算	213 単位
	リハビリテーションマネジメント加算（イ）の要件を満たすこと。 リハビリテーション計画書の内容を厚生労働省に提出、介護情報データベース「LIFE（ライフ）」に登録する。フィードバックも併せて活用する。	
事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た場合	1ヶ月につき加算	270 単位
	リハビリテーションマネジメント加算（イ）又は（ロ）を算定する場合で、医師がリハビリ計画書などの内容を利用者又は家族に説明し、同意を得た場合に算定されます。	
短期集中リハビリテーション実施加算	1日につき加算	200 単位
	退院（所）日又は認定日から起算して3か月以内 週に概ね2回のサービス提供を受けた場合に加算されます。	
訪問リハビリテーションサービス提供体制強化加算（I）	1回につき加算	6 単位
	勤続7年以上のリハビリスタッフが在籍している体制を整えていることで加算されます。	

●実費ご負担の対象となるもの

利用証明書 作成料	（税別）2,000円
--------------	------------

※ 介護保険の改定等により、保険の10%負担分がかわることがあります。
※ その他、物品のご用意により、実費負担分がかわることがあります。

※当日AM9：00までにお休みのご連絡がない場合は、キャンセル料金が発生いたします。

【介護予防（要支援）の方

介護予防 訪問リハビリテーション 費	1回（20分）につき加算	298 単位
	訪問リハビリテーションを受けた場合の基本額として算定します。	
訪問リハビリテーションサービス提供体制強化加算（I）	1回につき加算	6 単位
	勤続7年以上のリハビリスタッフが在籍している体制を整えていることで加算されます。	
介護予防短期集中リハビリテーション実施加算	1日につき加算	200 単位
	退院（所）日又は認定日から起算して3か月以内。 週に概ね2回のサービス提供を受けた場合に加算されます。	
12月超減算	1回（20分）につき減算	-30 単位
	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は減算となります。※30単位/回の減算。 ただし3ヶ月に1回はリハビリ会議を開催し、利用者の状況を構成員と共有、状態変化に応じてリハビリ計画書の見直し、また、リハビリデータを定期的に厚生労働省へ提出し必要な情報を活用することで減算(30単位/回)は行わないこととされています。	



各料金の詳細は、別添の「利用約款」をご参照ください。
ご不明点等ありましたら、担当支援相談員までご相談ください。